

奈良県環境総合計画(2026-2030)

概要版(案)

目次

第1編 計画の基本的事項	1
第2編 環境を取り巻く情勢の変化	2
第3編 基本理念と施策展開	7
第4編 環境・経済・社会の統合的向上に向けた横断的視点	11
第5編 環境分野別施策	13
第6編 計画の進行管理	26



奈良県エコキャラクター
な~らちゃん

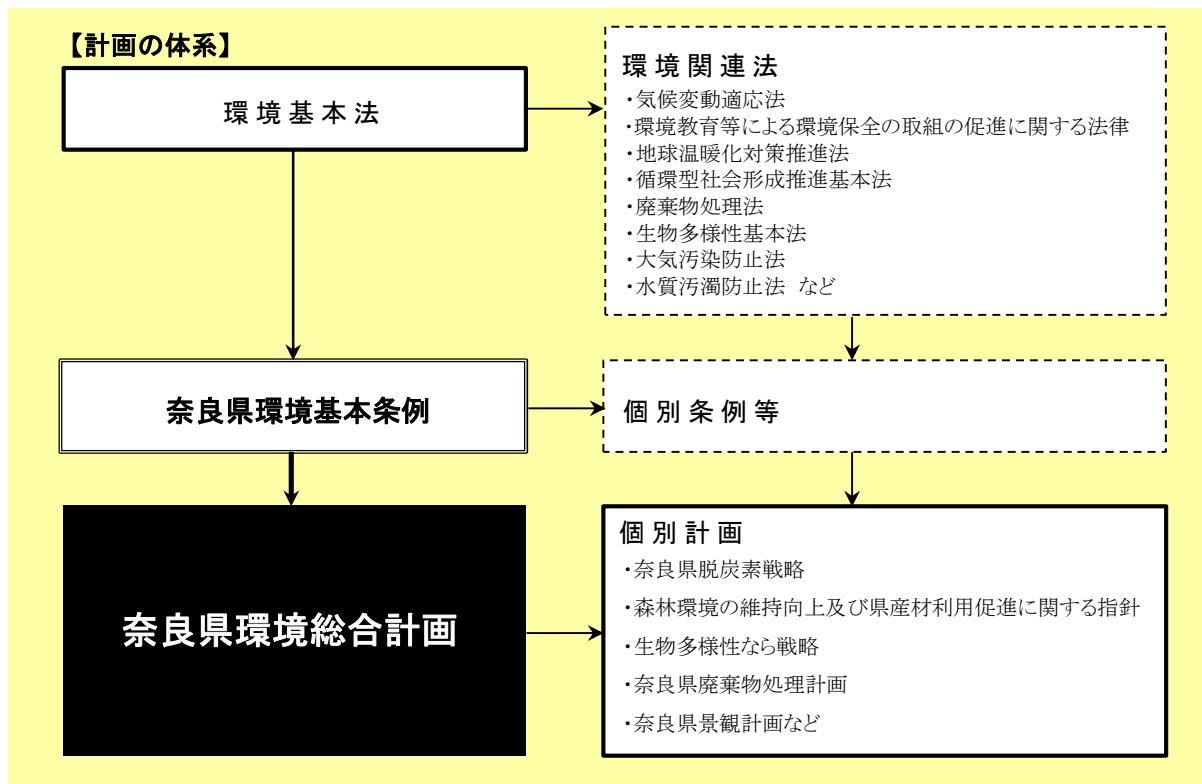
令和8年〇月
奈 良 県

第1編 計画の基本的事項

1. 計画の位置付け

・奈良県環境基本条例第10条に規定する基本計画であるとともに、気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に規定する行動計画として策定します。

・本計画は、社会経済情勢の変化に対応しつつ、誰もが安心して快適に暮らすことのできる持続可能な地域づくりをより一層進めるため、環境面から、県民、NPO、企業・団体、行政等の各主体が積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む指針として示すものです。



2. 計画の期間

計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5か年とする。

第2編 環境を取り巻く情勢の変化

1. 環境・経済・社会の統合的向上

○気候変動、生物多様性の損失、汚染といった今日の環境問題は、それぞれの課題が相互に深く関連し、社会経済活動にも大きな影響を与えております。また、国の第6次環境基本計画(2024年5月閣議決定)において、人類がこれらの3つの危機に直面していることに言及し、強い「危機感」を示しております。

○このような状況下で、健全で恵み豊かな環境を継承するとともに、県民の暮らしの質を高め、持続可能な社会を実現するためには、環境施策の展開に当たり、環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、経済・社会との関係性を踏まえて、課題解決に資する効果をもたらせるよう分野横断的な視点を持ち、施策を実施することで、「環境・経済・社会の統合的向上」を図ることが重要となります。

○本計画においても、環境課題のみならず経済的・社会的課題の同時解決に向け、SDGs※の考え方も活用しながら、取組を進めることで「環境・経済・社会の統合的向上」を目指します。

※「Sustainable Development Goals」の略称で、日本語に直訳すると「持続可能な開発目標」という意味。誰一人取り残さない社会の実現を目指し、環境保全、経済活動の発展、社会の向上を統合的に実現するための世界共通の普遍的な目標である。

これらは、環境分野にも大きく関係しており、世界共通の普遍的な目標として、全国的・国民的な実践活動とするためには、各地域が、地域レベルでSDGsの開発目標に対して積極的に取り組む必要がある。

図2-1 SDGs 17のアイコン

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典:国際連合広報センターWEBサイト

2. 本県の掲げる「3つの責任」

○奈良県には、世界に誇る歴史文化遺産、豊かな自然や景観、大都市近郊の利便性などの魅力があります。一方で、仕事と子育ての両立のしにくさ、県内経済の低迷、インフラ整備の遅れなどの課題もあります。奈良県の発展には、素晴らしい魅力など、守るべきところは守り、課題解決のため、変えるべきところは変えていかなければなりません。

○そこで、奈良県の持つ限りない可能性を最大限に引き出し、誇りある奈良県を創るため、以下の「3つの責任」を柱とする奈良県政策集をとりまとめています。本計画においても、環境面の各分野の施策を着実に実行していくことで、「3つの責任」を果たします。

県民や事業者の安心と暮らしへの責任

豊かで活力ある奈良県を創る責任

奈良県の子ども、若者の未来への責任

第2編 環境を取り巻く情勢の変化

3. 地球温暖化の影響

- 20世紀以降、化石燃料の使用の増加等に伴い、世界の二酸化炭素(CO₂)の排出量は大幅に増加し、大気中の二酸化炭素濃度が年々増加しています。これに伴い、世界の年平均気温も上昇し、令和6(2024)年の世界の年平均気温は、明治24(1891)年の統計開始以降で一番高い値になりました。
- 世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり0.77℃の割合で上昇しています。年平均気温は、世界だけでなく、日本全体、奈良県においても年々上昇しており、日本全体では100年あたり1.4℃、奈良県においても100年で2.3℃の割合で上昇しています。
- 地球温暖化により、世界中であらゆる影響が生じており、日本においても、様々な分野で地球温暖化の影響が報告されています。奈良県内では、降水量30ミリ/時間以上の発生回数も年々増加傾向にあり、令和5年度には本県で初めて線状降水帯が発生しました。またソメイヨシノの開花日がこの10年で約1.3日早くなっているなど、その影響が見られます。
- そのため、地球温暖化対策として、徹底した省エネの実施や再生可能エネルギーの導入、二酸化炭素吸収源としての森林整備など温室効果ガスの排出抑制を進め、気候変動の進行を抑える「緩和策」と、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響による被害を回避・軽減する「適応策」を進めることが必要です。

図2-2 世界・日本・奈良県の年平均気温(出典:奈良県地方気象台)

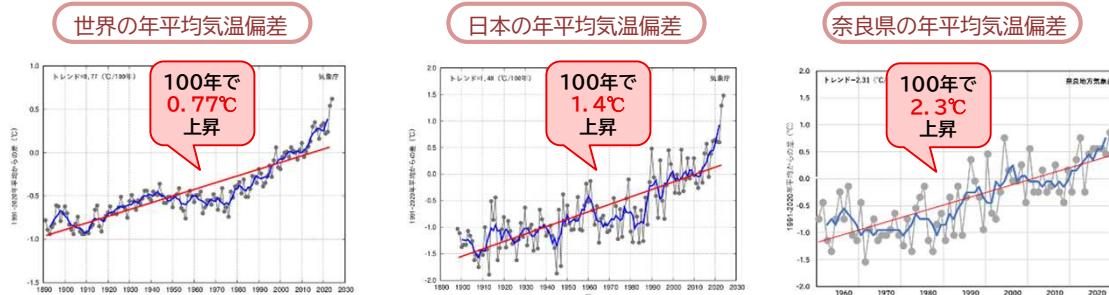
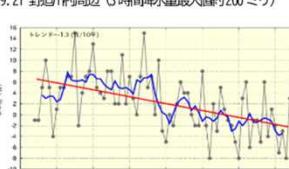


図2-3 温暖化による影響

<世界(例)>	<日本(例)>	<奈良県(例)>
 干ばつ (オーストラリア)	 氷河減少 (アルゼンチン)	 奈良県における降水量 30ミリ/時間以上の年間観測回数

- 線状降水帯の発生 (県内初)
R5.6.2 奈良市他3市2町村 G 時間降水量最大値約170ミリ
R5.9.21 野町川井町辺 G 時間降水量最大値約200ミリ



出典:奈良地方気象台

第2編 環境を取り巻く情勢の変化

4. 森林機能の低下

○森林は、水源のかん養、山地災害の防止、土壌の保全、生物多様性の保全など公益的な機能をもっています。県北部低地には照葉樹林・落葉広葉樹林、南部吉野山地の低山部のほとんどにスギ、ヒノキの人工林、高山部には温帯性落葉広葉樹林、亜高山帶針葉樹林といったように多様な森林が存在し、これら森林の持つ公益的機能は県民の生活・経済にとって無くてはならないものとなっています。

○森林は樹木の根が土砂や岩石等を固定することで、土砂の崩壊を防いでいます。また、その表土が下草や低木、落葉等によって覆われることで、雨水等による土壌の浸食や流出を防ぐ機能を果たしています。人が植栽した人工林においては、間伐等の施業が適切に実施されることで、樹木とその根が健全に成長し、林内に光が差し込み、林床に様々な植物が生育するなどにより、土砂の崩壊や流出を防止する機能が向上しています。

○しかし、長引く林業の不振、担い手の減少等により、適切に管理されていない森林（施業放置森林）が多く見られるようになりました。このまま、管理されない状況が続くと、森林の持つ公益的機能が低下し、山地災害だけではなく、下流域における洪水等の被害も増加する恐れがあります。

○森林の持つ公益的機能を持続的に発揮するためには、林業の生産性向上による収益性の向上や担い手の育成を図るとともに、新たな森林環境管理制度のもと、望ましい森林の姿に誘導するなど、健全な状態が維持されていくことが必要です。

5. 生物多様性の損失

○私たちの「いのち」「くらし」は、生きものや生態系が人間にもたらしてくれるさまざまな「自然の恵み」（生態系から得ることのできる便益・公益的機能）によって成り立っています。私たちが将来に向かって持続的な社会を築いていくためには、生物多様性の保全が必要不可欠です。

○しかし、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)」が2019年に公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によれば、“人類にとって欠かすことのできない生物圏は、あらゆる空間規模で、これまでにない程に改変されている。生物多様性、すなわち同一種内の（遺伝的）多様性、種の多様性、生態系の多様性は、人類史上これまでにない速度で減少している。”と指摘されています。

○また、奈良県においては、豊かな自然環境とそれに育まれた文化、風土がありますが、現実には奈良県野生生物目録（2017）に掲載された11,222種のうち、1,535種（14%）がレッドデータブック掲載種であり、本県の豊かな自然は急速に失われつつあるのが現状です。そのため、生物多様性の損失をくい止め、自然をプラスに増やしていくネイチャーポジティブ実現に向け、中長期的な視野での科学的知見の集積、普及啓発、多様な主体との連携・協働の取組推進が求められます。

第2編 環境を取り巻く情勢の変化

6. 循環型社会の形成

○使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、天然資源の枯渇、化学物質やマイクロプラスチック等による環境汚染、気候変動問題、大規模な資源採取による生物多様性の損失など様々な環境問題にも密接に関係します。

○このような中で、天然資源の浪費が抑制され、環境負荷の低減された循環型社会を形成していくためには、これまで「廃棄物」とされていたものを資源ととらえて、地域の特性や循環資源の性質に応じて最適な「循環経済(サーキュラーエコノミー)」を形成することが大切となります。

○本県の廃棄物の再生利用率は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、全国平均よりも低い水準にあります。そのため、まず廃棄物の排出抑制(リデュース)に取り組み、そのうえで排出される廃棄物については、可能な限り再使用(リユース)もしくは再生利用(サイクル)を一層促進することが必要となります。

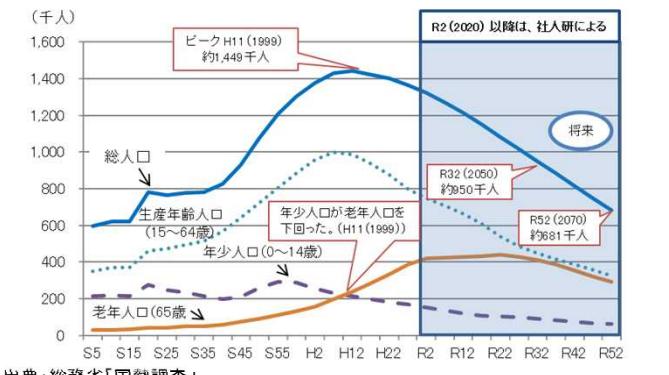
7. 人口構造の変化と地域環境への影響

○本県の人口は、令和7(2025)年10月現在で約127万人であり、令和52(2070)年には約81万人まで減少すると予想されています。また、世帯の少人数化、高齢化の進展等により、エネルギー消費量やごみ排出量など一人あたりの環境負荷は増加する傾向にあると考えられます。

○人口減少・少子高齢社会が進行していくなか環境負荷を低減するためには、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、脱炭素社会や循環経済への移行、ネイチャーポジティブの実現に向け活動することが必要です。

○また、地域の過疎化が進行し、地域の活力低下や自然環境への悪影響が懸念される中、各地域が、その特性を活かした強みを發揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の持続可能な社会を形成しつつ、それぞれの地域特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合うことが重要となります※。※国の環境基本計画では、「地域循環共生圏」として考え方を示している。下図参照。

図2-4 年齢3区分別人口の推移(奈良県)



出典:総務省「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

図2-5 地域循環共生圏の概念



第2編 環境を取り巻く情勢の変化

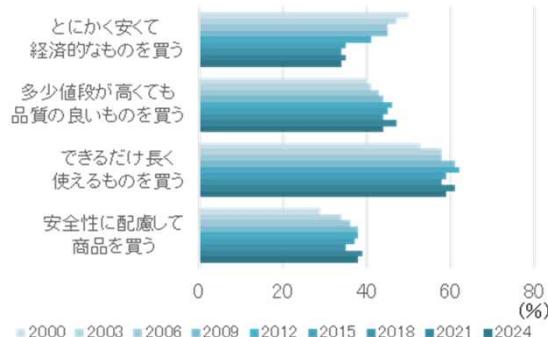
8. 価値観・行動意識の変化

○消費意識・消費スタイルの変化として、「とにかく安いものを買いたい」とする傾向は下げ止まりを継続しており、コロナ禍で高まつた「品質」や「安全」、「できるだけ長く使う」などのこだわりは減少に転じています。このような中で、物や資源を大切にする環境に配慮した暮らし(エシカル消費)を促すことが、今まで以上に重要となり、商品やサービスに対して、環境に配慮した設計やプロセスが採用されていることを示す環境ラベルの活用など企業や消費者の環境配慮意識が高まるような工夫が必要となります。

※エシカル消費…地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動のこと。

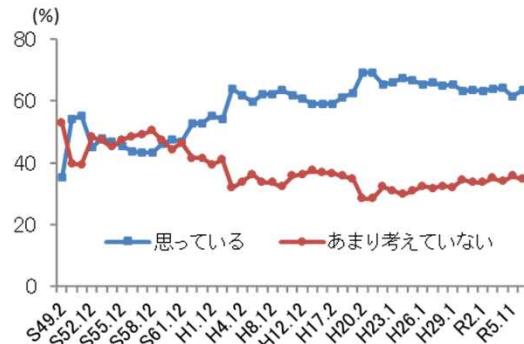
○内閣府の世論調査において、社会への貢献意識がある人の中では、「自然・環境保護に関する活動」への貢献意識が高い水準を維持しています。一方で、個人生活の充実を重視する人の割合が増えてきています。人口減少や高齢化、核家族化などと相まって地域コミュニティの衰退が懸念されるなか、環境保全の取組を地域のつながりを強める基盤とし、多様な主体が互いに連携・協力するパートナーシップ形成を促進することで、地域コミュニティの活性化と環境保全の取組の好循環を創り出すことが必要となります。

図2-6 基本的な消費価値観の推移



出典:株式会社野村総合研究所「生活者1万人アンケート調査」R6.8

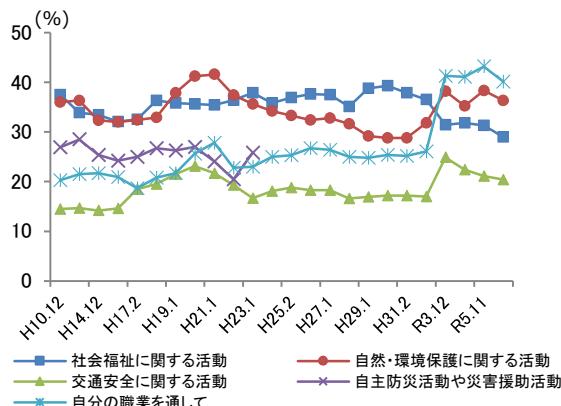
図2-7 社会への貢献内容



【質問】社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか、それともあまりそのようなことは考えていないか

出典:内閣府「社会意識に関する世論調査」R6.10

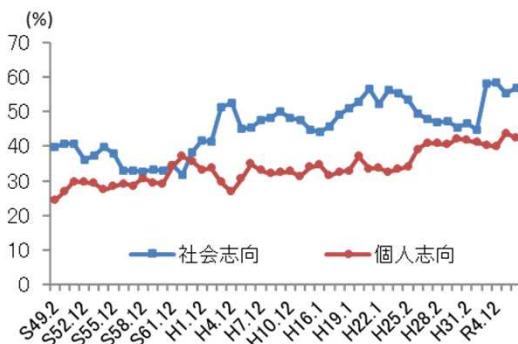
図2-8 社会への貢献内容(上位5項目)



【質問】(図2-6の質問で「思っている」と答えた者に)
何か社会のために役立ちたいと思っているのはどのようなことですか
出典:内閣府「社会意識に関する世論調査」R6.10

※内閣府「社会意識に関する世論調査」について、令和2年1月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施、令和3年12月調査以降は、郵送法で実施しているため、単純比較は行わない。

図2-9 社会志向か、個人志向か



【質問】「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ」という意見と、「個人の生活をもっと重視すべきだ」という意見があるが、あなたはどうのように思いますか。

出典:内閣府「社会意識に関する世論調査」R6.10

第3編 基本理念と施策展開

1. 基本理念

「豊かな自然と歴史との共生、美しい景観と持続可能なくらしの創生」

～『守る』、『活かす』、『未来へ紡ぐ』取組による環境・経済・社会の統合的向上～

本計画では、奈良県の持つ限りない可能性を最大限に引き出し、素晴らしいポテンシャルに見合う、誇りある奈良県の実現に向けて、豊かな自然・歴史文化遺産と美しい景観を次世代に継承しつつ、持続可能な社会を構築するために、本県の掲げる「3つの責任※」を環境面から果たすことで、「環境・経済・社会の統合的向上」を目指します。

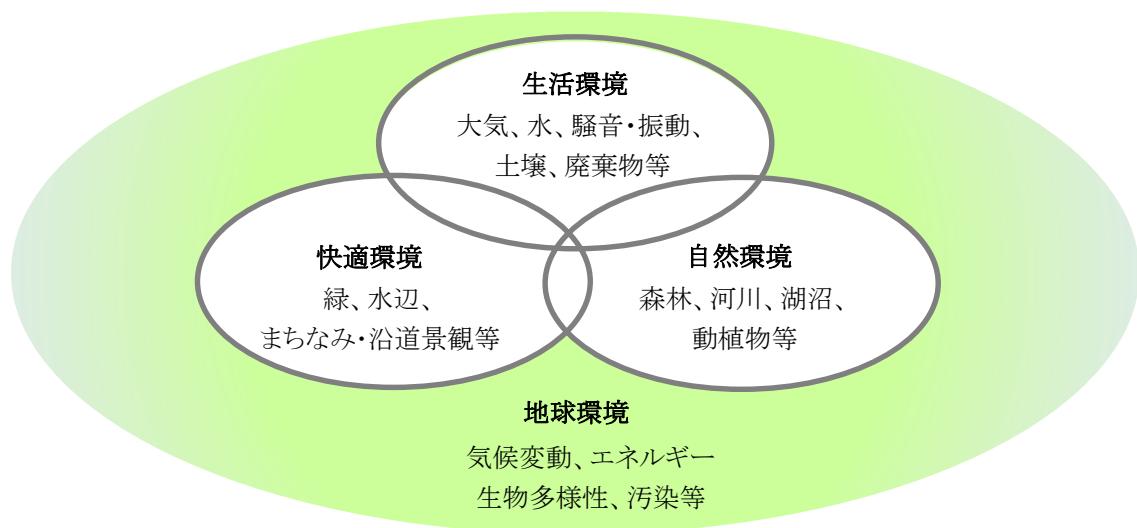
※「3つの責任」:県民や事業者の安心と暮らしへの責任

豊かで活力ある奈良県を創る責任

子ども、若者の未来への責任

2. 計画の対象

本計画では、大気、水、騒音、廃棄物などの「生活環境」、森林、河川や動植物などの「自然環境」、身近な緑やまちなみなどの「快適環境」のほか、これらと相互に関連する「地球環境」を対象とします。



第3編 基本理念と施策展開

3. 環境像

～～私たちが目指す奈良県の姿～

澄んだ空に、雄大な山並みと手入れの行き届いた森林の緑が映えます。山間部の自然は、きれいな空気をつくり出し、山々に蓄えられた水は、川から海へと、清らかで豊かな水流となって、人々を潤し、さまざまな生物を育んでいます。

大和青垣や大和三山などの山々は、里山・田園風景と相まって、都市の遠景となり、世界遺産や国宝などの歴史的建造物の背景となって、まほろばの国にふさわしい麗しいたたずまいを形づくっています。

まちなかは、花と緑にあふれ、歴史的風土と調和のとれた美しい都市景観と沿道景観に、住む人、訪れる人が和らぎを感じます。

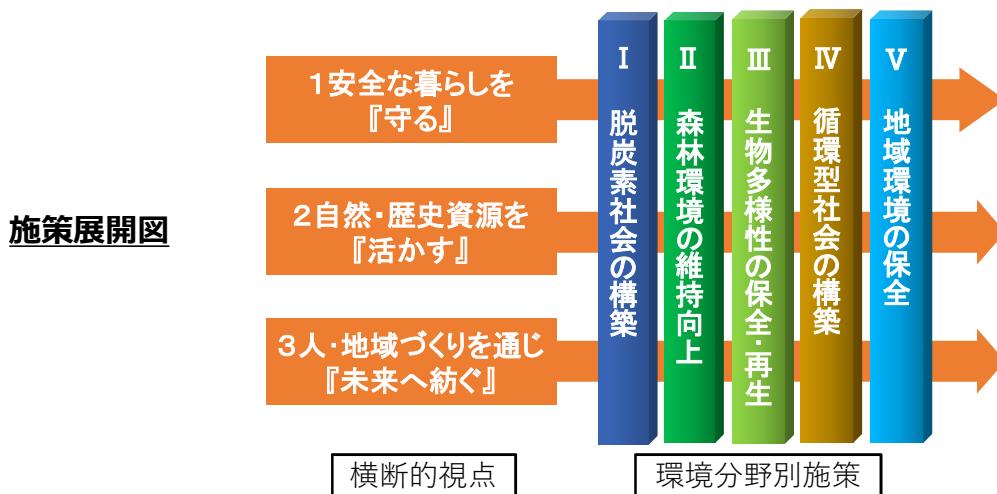
温室効果ガス排出実質ゼロに向けて、「自然エネルギー」や「森林資源」を最大限活用しながら、エネルギーを「つくる」、「ためる」、「かしこくつかう」の取組が効果的かつ効率的に図られ、持続可能な脱炭素社会が構築されています。

人々は、地球環境に配慮する知恵や行動力にあふれ、これから時代に求められる環境に配慮したライフスタイルを追求、共有しながら、主体的かつ積極的に本計画が掲げる基本理念の実現に向けて取り組み、多様な主体が連携・協働することによって全県的な実践活動へと広がっています。

第3編 基本理念と施策展開

3. 施策展開

基本理念及び環境像の実現を図るため、環境・経済・社会の統合的向上に向けた横断的視点と環境分野別施策を定め、総合的かつ計画的に推進します。



環境・経済・社会の統合的向上に向けた横断的視点

1 安全な暮らしを『守る』

風水害、土砂災害や地震などの災害や化学物質等による環境汚染、さらに気候変動による健康、自然生態系など様々な分野への悪影響は、県民の生命と暮らしを脅かす要因となり、その対応が求められます。

このような環境リスクに対し、平時から環境保全の取組を推進することで、災害や環境汚染のリスクにも対応するとともに、気候変動に適応するための施策を地域特性に応じて進めることで、安全な生活環境の確保を目指します。

2 自然・歴史資源を『活かす』

奈良県には世界に誇る歴史文化遺産、豊かな自然や景観などがあり、そのポテンシャルを活用することは、経済の発展や人々の暮らしの質の向上を目指す上でも重要となります。

そこで、これらの自然・歴史資源を地域環境との調和に配慮した上で活用し、社会経済活動の持続的発展や地域課題の解決に繋げることで、活力ある持続可能な地域社会の実現を目指します。

3 人・地域づくりを通じ『未来へ紡ぐ』

人口減少に伴う地域の過疎化の進行は、地域の環境保全の担い手の減少を招き、その取組の継続にも影響を及ぼす恐れがあります。こうした状況を克服し、地域の環境を守り続けていくためには、県民一人ひとりや企業が自らの暮らしや事業活動と環境との関わりを意識し、自主的かつ主体的に活動することや行政、関係機関・団体、企業、地域住民と連携・協働することが重要となります。

そこで、環境教育・学習や行動変容促進の取組等を通じ、資源やエネルギーを大切にする環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進するとともに、多様な主体が互いに連携・協力するパートナーシップの形成を促進することにより、参加と協働による取組を推進します。

第3編 基本理念と施策展開

環境分野別施策

I 脱炭素社会の構築



2050年までの温室効果ガスの実質排出量ゼロに向けて、「自然エネルギー」や「森林資源」を最大限活用しながら、エネルギーを「つくる」、「ためる」、「かしこくつかう」の取組が効果的かつ効率的に図られた、持続可能な脱炭素社会の構築を目指します。

気候変動面では、本県においても、平均気温の上昇やソメイヨシノの開花日が早まるなど、身近なところに影響が現れてきており、今後、自然災害や人々の健康など、将来世代にわたる影響が強く懸念されていることから、各分野の気候変動の影響による被害を回避・軽減する対策を検討・推進します。

II 森林環境の維持向上



森林の有する木材生産や県土の保全、自然環境の保全などの多面的機能を将来にわたって持続的に発揮し続ける社会の実現に向けて、森林と人とが良好な関係を築きながら、森林が県民の貴重な財産として引き継がれていくことを目指します。

奈良県フォレスターを推進力に、森林の4機能(防災、森林資源生産、生物多様性保全、レクリエーション)を高度に発揮させるため、本県独自の新たな森林環境管理制度の推進を図ります。

III 生物多様性の保全・再生



生物多様性の保全と再生の推進を図り、本県の豊かな自然環境を将来の世代に継承するため、「生物多様性なら戦略」に基づき、施策を推進します。特に3つの目標として、「生物多様性の主流化」、「生物多様性の保全と再生」、「生態系サービスの持続可能な利用」を掲げ、県民、民間団体、企業や教育・研究機関等と連携・協働して生物多様性の保全・再生の推進を図ります。

IV 循環型社会の構築



「ものを大切にする」意識をさらに醸成しながら、廃棄物対策の取組を通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指します。

また、これまで県と市町村が連携して進めてきた各種取組を継続・発展させながら、奈良県の地域特性に適した3R等を促進することにより、さらなる「ごみの減量化」に向けて多様な主体による積極的な実践活動の普及・拡大を図ります。

V 地域環境の保全



私たちの身の回りを取り巻く生活環境(水環境、大気環境、悪臭・騒音、土地利用など)は、県民のくらしに直結する重要な基盤です。そのため、これらの保全や改善の取組を推進するとともに、地域に根差した歴史文化遺産や豊かな自然環境などの保全を進めることで、県民一人ひとりが心身とも健康で、快適に過ごすことができる環境を確保します。

第4編 環境・経済・社会の統合的向上に向けた横断的視点

気候変動、生物多様性の損失、汚染といった環境問題は、それぞれの課題が相互に深く関連し、社会経済活動にも大きな影響を与えています。このような状況下で、環境・経済・社会の統合的向上を図り、持続可能な社会を実現するためには、社会・経済との関係性も踏まえた分野横断的な視点を持ち、環境施策の取組を進める必要があります。

そこで以下の横断的視点を定めます。この視点を踏まえ、分野別の施策を統合的に実施することで、相乗効果(シナジー)の発揮を図ります。

1 安全なくらしを『守る』

(1)環境を守り、災害からも守る取組の推進 (災害×環境)

森林や里地・里山などの自然環境の保全や土地の適正な管理を図ることで、風水害、土砂災害、地震などの災害リスクに対応するとともに、平時から緊急時にも利用可能なエネルギー確保や災害廃棄物処理対策などの応急対策に取り組むことで、環境を守りつつ、災害に強い地域づくりを進めます。

(2)気候変動への適応 (気候変動(適応)×環境)

県内で確認されている気候変動による「現在の影響」及び「将来懸念される影響」について、各分野(農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業経済活動)毎に情報を整理し、その影響に適応するための対策を講じます。なお、「現在の影響」及び「将来懸念される影響」に関しては、気候変動適応センターにおいて最新の科学的知見の収集・整理・分析に努め、情報発信及び事業者等への技術的助言を行うことで、適応策のさらなる促進に繋げます。

(3)人の健康や自然環境を脅かす化学物質等による環境汚染の防止 (汚染×環境)

化学物質やマイクロプラスチック等による環境汚染の未然防止及び環境負荷の低減に向け、事業者等における化学物質等の適正な使用や管理、排出削減の促進や流出防止対策を推進するとともに水・大気環境等のモニタリングを着実に進めることで、安全な生活環境と自然環境の保全を図ります。

第4編 環境・経済・社会の統合的向上に向けた横断的視点

2 自然・歴史資源を『活かす』

(1) 環境に配慮した地域資源の活用による再生可能エネルギーの利用拡大（エネルギー×環境）

地域環境との調和等に配慮した上で、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を進めます。さらに、蓄電池・水素等を活用することで、再生可能エネルギーの利用拡大及び地産地消に加え、レジリエンス向上（緊急時のエネルギー対策）を目指します。

(2) 地域資源を活かした活力創出（地域資源×環境）

先人たちの営みにより受け継がれてきた歴史文化遺産や森林、田園・里山風景などの保全・再生や生物多様性の増進を図ります。その上で、これらの資源を活用した景観づくりを進め、エコツーリズム・グリーンツーリズムを促進するとともに、J-クレジットの利活用などにより森林資源を持続可能な林業の発展へと結びつけ、地域の活力創出を図ります。

3 人・地域づくりを通じ『未来へ紡ぐ』

(1) 環境に配慮したライフスタイルへの転換を促す取組の推進（ライフスタイル×環境）

環境問題の多くは、日常生活や事業活動に起因していることから、その解決に向けては、県民一人ひとりが当事者意識を持ち、脱炭素社会や循環経済への移行、ネイチャーポジティブの実現に向け活動することが重要となります。そこで、環境保全活動を積極的に行っている団体、企業や学校等と連携を図りながら、環境教育・学習を進めるとともに、ライフスタイル転換を後押しする仕組みづくり、各種イベント等を通した普及啓発に取り組みます。

(2) 環境への取組を通じた地域づくりの推進（地域コミュニティ×環境）

人口減少や少子高齢化などにより地域コミュニティの連携が弱まる中、森林等の荒廃や野生動植物の生息・生育環境の劣化など環境面への影響も懸念されます。こうした中で、環境保全の取組を地域のつながりを強める基盤とし、多様な主体が互いに連携・協力するパートナーシップの形成の促進及び自主的な実践活動を誘発することで持続可能な地域づくりを目指します。

(3) 環境に配慮した企業経営の促進（企業×環境）

企業が環境や社会に配慮した上で、持続的に成長することは、地域の経済基盤を強化するとともに、環境保全や企業価値の向上にもつながり、奈良県全体の持続可能性を高めます。そのため、環境ラベルの活用など企業の自主的な環境配慮の取組を促すことで、企業の環境配慮経営を促進し、脱炭素社会や循環経済への移行、ネイチャーポジティブの実現を目指します。

第5編 環境分野別施策

環境・経済・社会の統合的向上に向けた横断的視点を踏まえて取り組む、ならびにそれらを支える基本となる施策について、以下の5つの柱で施策・事業を展開します。

※横断的視点と環境分野別施策との関係性については、以降のページで示すの分野別施策の体系図に3つの横断的視点をロゴ(『守る』, 『活かす』, 『未来へ繋ぐ』)で表示。

Ⅰ 脱炭素社会の構築

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)	施策体系
再エネの活用を評価する指標として活用	再エネの設備容量	712,453kW	1,075,000kW	温室効果ガスの排出削減
	住宅用太陽光発電の導入量	205,385kW	254,000kW	
	燃料チップ用原木供給量(未利用材)	61,232m ³ /年	76,500m ³ /年	
水素製造拠点の創出を評価する指標として活用	水素ステーション(商用車対応)の整備数	1件	1件	温室効果ガスの排出削減
	商用車に占めるFC 商用車の割合	0%	3% (655台)	
	小水力発電施設整備地域数	0件	2件	
蓄電池・水素等の活用による再エネ利用拡大を評価する指標として活用	蓄電池・V2H等補助件数	1,325件	2,000件	温室効果ガスの排出削減
	小水力発電施設整備地域数(再掲)	0件	2件	
蓄電池・水素等の活用によるレジリエンス向上を評価する指標として活用	避難所等での非常用電源の導入率	67.2%	100%	
	新車販売台数に占めEV・PHEV・FCVの割合	2.1% [R5]	30%	
	蓄電池・V2H等補助件数(再掲)	1,325件	2,000件	
	小水力発電施設整備地域数(再掲)	0件	2件	
家庭・業務分野における省エネ・節電等の推進を評価する指標として使用	県内電力使用量(年間)	6,612,558MWh [R5]	維持	温室効果ガスの排出削減
	ZEHの補助件数	48件	160件	
	太陽熱利用システム導入件数	4,271件	4,700件	
	ZEBの導入数	9件	60件	
	今後新設する県有施設のZEB化	-	ZEB Ready以上の認証取得	
	事業所用コーチェネレーションシステムの導入容量	81,078kW	81,650kW	

第5編 環境分野別施策

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)	施策体系
道路・鉄道等分野における脱炭素化を評価する指標として使用 行動変容促進を評価するための指標	新車販売台数に占めEV・PHEV・FCVの割合(再掲)	2.1% [R5]	30%	温室効果ガスの排出削減
	商用車に占めるFC 商用車の割合	0%	3% (655台)	
	水素ステーションの整備数	1件	2件	
	目的地充電に対応した充電スポット数(宿泊施設等への充電設備の設置)	28箇所	200箇所	
	南部東部エリアにおける経路充電箇所数	12箇所	12箇所	
	「エコ活ポイント」制度の導入	—	制度導入	
	1人あたりのごみの排出量※ (一般廃棄物)	841g/人・日 [R5]	821g/人・日 [R9]	
	産業廃棄物排出量※	1,433千t [R2]	1,433千t [R9]	
	食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合	85.6% [R7]	90%	
人づくり・地域づくりの推進を評価するための指標	脱炭素社会構築アドバイザーの派遣数	433人	524人	
	ストップ温暖化推進員の委嘱者数	246人	500人	
	市町村における地方公共団体実行計画(事務事業編)策定率	62%	100%	
健全な森林の整備を評価するための指標	森林面積に対する森林経営計画策定率	5% [R5]	11%	二酸化炭素吸收源の整備
	J-クレジットの登録件数	6件	10件	
	J-クレジットアドバイザーの派遣数	—	60人	
	奈良県フォレスターの任命者数(累計)	9人	30人	
	混交林への誘導整備面積(期間累計)	227ha	380ha	
	間伐面積	1,975ha/年		
	木材生産量(A材・B材・C材)	16.9万m ³ /年	22万m ³ /年 A:11万m ³ /年 B:2万m ³ /年 C:9万m ³ /年	
	素材生産の生産性(間伐)	3.7m ³ /人・日	4.5m ³ /人・日	
県産材の需要拡大を評価するための指標	公共建築物の木造率	2,847m ³ /年 [R2-R6平均]	26% [R7-R11平均]	
	建築物(住宅・産業用建築物)の木造率	610m ³	58% [R7-R11平均]	
	燃料チップ用原木供給量(未利用材) (再掲)	61,232m ³ /年	76,500m ³ /年	
	木造建築に関するセミナー等の受講者数 (建築士等)(R3から累計)	153人 [R3-R6累計]	228人 [R3～R12累計]	

※この目標値は、令和9(2027)年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

第5編 環境分野別施策

I 脱炭素社会の構築

(2)施策・事業体系

① 温室効果ガスの排出削減

『守る』

『活かす』

『未来へ紡ぐ』

<1>エネルギーを「つくる」

[1 再エネの活用]

【1-1 地域資源を活用した再エネの導入促進】(自家消費型の太陽光発電の導入促進、PPA等の初期費用のかからない導入方法の普及促進など)

【1-2 環境保全と再エネ導入の両立】(奈良県太陽光発電設備及び維持管理等に関する条例の運用)

[2 水素製造拠点の創出]

【2-1 モビリティ分野における水素の普及促進】(水素製造拠点整備プロジェクトの検討・推進)

【2-2 小水力発電を活用した水素製造の検討】(小水力活用プロジェクトの検討・推進)

[3 次世代エネルギーの活用]

【3-1 次世代型太陽電池(ペロブスカイト等)の活用】(次世代型太陽電池(ペロブスカイト等)の導入検討、公設試験研究機関における調査研究など)

【3-2 下水汚泥を活用したエネルギー利用】(下水汚泥活用プロジェクトの検討・推進)

<2>エネルギーを「ためる」

[1 蓄電池・水素等の活用による再エネ利用拡大]

【1-1 家庭や事業所における再エネの有効利用】(家庭や事業所への蓄電池・V2Hの導入支援、ZEHの普及促進、EV・FCV等の普及促進など)

【1-2 蓄電池、水素活用による小水力発電地産地消の検討】(小水力活用プロジェクトの検討・推進)

[2 蓄電池・水素等の活用によるレジリエンス向上]

【2-1 再エネ等を活用した緊急時のエネルギー対策】(避難所等での非常用電源の導入促進、災害時に電力供給可能なEV・FCV等の普及促進など)

【2-2 小水力発電を活用した地域電力供給網構築の検討】(小水力活用プロジェクトの検討・推進)

<3>エネルギーを「かしこくつかう」

[1 家庭・業務分野における省エネ・節電等の推進]

【1-1 奈良の省エネスタイルの推進】(奈良の省エネスタイル推進のための啓発活動、奈良県地球温暖化防止センターや奈良県環境県民フォーラムによる普及啓発など)

【1-2 ZEH・ZEB等の普及啓発】(家庭におけるZEHの普及促進、太陽熱利用システム導入への支援など)

[2 交通分野における脱炭素化]

【2-1 EV・FCV等次世代自動車の普及促進】(県内公共交通機関におけるEV・FCV等の導入促進、FC商用車の導入支援及び水素ステーションの整備など)

【2-2 道路・鉄道等分野における対策】(移動用ニーズに対応する公共交通の維持確保及び利用促進、ぐるっとバスの運行など奈良中心市街地における公共交通の利用環境の向上など)

[3 産業分野における省エネ促進・再エネ等の活用]

【3-1 工業団地脱炭素化の促進】(工業団地脱炭素化プロジェクトの検討・促進)

【3-2 再エネ主導型産業立地の促進】(再エネ主導型産業立地プロジェクトの検討・促進)

第5編 環境分野別施策

I 脱炭素社会の構築

(2)施策・事業体系

① 温室効果ガスの排出削減

『守る』 『活かす』 『未来へ紡ぐ』

- 〈4〉普及啓発
- 【1 行動変容促進】
- 【1-1 「エコ活ポイント」制度の導入】
- 【1-2 循環型社会の形成】(ごみゼロ生活の推進、食品ロス削減対策、過剰包装対策など)
- 【1-3 フロン対策等の推進】(フロン類の適正な管理・回収・破壊の促進など)
- 【2 脱炭素に資する融資制度の普及促進】
- 【2-1 地域金融機関等との連携】(再エネを活用する中小企業向け制度融資の実施など)
- 【2-2 企業認証制度の創設】(企業認証制度の推進)
- 【3 ゼロカーボンツーリズムの創出】
- 【3-1 主要観光地のゼロカーボンシティ化】(主要観光地のゼロカーボンシティ化プロジェクトの検討・推進)
- 【3-2 イベント連携による脱炭素推進】(スポーツ・文化イベント等との連携による脱炭素化啓発)
- 【4 人づくり・地域づくりの推進】
- 【4-1 奈良県脱炭素・水素社会推進協議会の設立・運営】
- 【4-2 地域における脱炭素化の支援】(環境教育・環境学習の推進、啓発イベントの実施など)
- 【5 脱炭素に関する技術・調査研究等の推進】(公設試験研究機関における調査研究など)

② 二酸化炭素吸収源の整備

『守る』 『活かす』 『未来へ紡ぐ』

- 〈1〉CO₂を「ためる」
- 【1 健全な森林の整備】
- 【1-1 森林経営計画作成の促進】(森林境界明確化の促進、集約化設定及び森林経営計画の策定促進、J-クレジットの活用促進など)
- 【1-2 森林施業の促進】(施業放置林の解消、混交林化(恒続林化・自然林化)の推進など)
- 【1-3 木材搬出の促進(未利用材の搬出促進】(計画的な集約化施業の促進など)
- 【1-4 里山・都市緑化等の推進】(森林や山村における多面的機能の發揮に係る対策の推進、都市公園の整備など)
- 【2 県産材の需要拡大】
- 【2-1 公共建築物、公共工事、民間等における県産材の利用促進】(公共建築物における県産材利用の促進、公共工事における県産材利用の推進など)
- 【2-2 県産材の需要拡大を担う人材の育成】(建築物の木造・木質化に係る技術者の育成、県産材の利用・普及を担う人材の育成)

③ 気候変動への適応

『守る』 『活かす』 『未来へ紡ぐ』

- 〈1〉県内における気候変動影響への適応の推進
- 【1 農業・林業・水産業分野】(新たな森林環境管理体制の推進、農業施設等の整備、病害虫防除対策など)
- 【2 水循環・水資源分野】(国・市町村等と連携した水質監視、河川パトロールによる異常水質等への対応など)
- 【3 自然生態系分野】(野生動植物の保護と管理、地域特性に応じた生物多様性の保全など)
- 【4 自然災害分野】(水害対策、土砂災害対策、新たな森林環境管理の推進など)
- 【5 健康分野】(暑熱対策、感染症対策など)
- 【6 産業・経済活動分野】(事業所等の自立分散型エネルギーの導入促進、再生可能エネルギーを活用する中小企業向け融資制度の実施など)

- 〈2〉気候変動影響及び適応策に関する情報収集・整理・分析及び関係機関との連携(気候変動に関する情報の収集、整理、分析及び提供、気候変動適応策に関する技術的助言など)

- 〈3〉県民や事業者等への情報発信・啓発の推進(奈良県気候変動適応センターによる情報発信及び普及啓発など)

第5編 環境分野別施策

II 森林環境の維持向上

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)	施策体系
森林環境管理士・森林環境管理作業士の養成の状況を評価する指標として活用	奈良県森林環境管理士・奈良県森林環境作業士資格取得者数(累計)	60人	172人	新たな森林環境管理体制の推進
奈良県フォレスターの市町村配置の状況を評価する指標として活用	奈良県フォレスターの任命者数(累計)	9人	30人	
森林環境管理を担う人材の確保の状況を評価する指標として活用	林業の新規就業者数(期間累計)	100人 [R3～R5]	191人 [R8～R12]	
施業放置林の解消への取組を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積(期間累計)	227ha	380ha	
伐採届(皆伐)等の審査・指導等の強化を評価する指標として活用	市町村の伐採届に関する事務を県が受託している市町村の割合	26%	62%	
被災危険度の高い危険度A判定の危険地区における治山事業の実施を評価する指標として活用	山地災害危険地区(危険度A)における治山事業実施箇所数	— (6箇所 R7)	30箇所	災害に強い森林づくり
森林経営計画策定の進捗を評価する指標として活用	森林面積に対する森林経営計画策定率	5% [R5]	11%	
生産基盤の強化度合いを評価する指標として活用	素材生産の生産性(間伐)	3.7m ³ ／人・日	4.5m ³ ／人・日	
木材搬出促進を評価する指標として活用	木材生産量(A材・B材・C材)	14.9万m ³ ／年 [R5]	22万m ³ /年 A:11万m ³ /年 B:2万m ³ /年 C:9万m ³ /年	持続的に森林資源を供給する森林づくり
生物多様性の保全に繋がる取組を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積(期間累計)	227ha	380ha	
病害虫・野生動植物の適正管理を評価する指標として活用	林業被害実損区域面積(病虫獣害)	191ha [R5]	160ha	
森林の利用者数を評価する指標として活用	自然公園等の利用者数	12,632千人／年 [R5]	14,000千人／年	森林のレクリエーション機能の強化
イベント等の活用を評価する指標として活用	体験学習(森の学校)への参加者数 (期間累計)	2,439人 [R3～R7]	3,100人 [R8～R12]	

第5編 環境分野別施策

II 森林環境の維持向上

(2) 施策・事業体系



第5編 環境分野別施策

III 生物多様性の保全・再生

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)	施策体系
生物多様性の主流化の取組を評価する指標として活用	「生物多様性」認知度	49.9% [R4]	80%	生物多様性の主流化
	自然公園利用者数	12,632千人／年 [R5]	14,000千人／年	
生物多様性の保全と再生を評価する指標として活用	自然公園指導員数	31人	60人	生物多様性の保全と再生
	混交林への誘導備面積(期間累計)	227ha	380ha	
生態系サービスの持続可能な利用を評価する指標として活用	みどりの食料システム法認定の ペ認証者数	88	218	生態系サービスの持続可能な利用
	林業の新規就業者数(期間累計)	100人 [R3-R5]	191人 [R8-R12]	
	「なら生物多様性ネットワーク」参 画団体数	87団体	90団体	

第5編 環境分野別施策

III 生物多様性の保全・再生

(2)施策・事業体系



第5編 環境分野別施策

IV 循環型社会の構築

(1)現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目		現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)	施策体系
ごみの減量化を評価する指標として活用	ごみの排出量	一人1日あたりのごみの排出量(一廃)	841 g／人・日 [R5]	821 g／人・日※ [R9]	廃棄物の排出抑制の促進
		産業廃棄物排出量	1,433千t [R2]	1,433千t※ [R9]	
	食品ロス	食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合	85.6% [R7]	90%	
		一般廃棄物	15.7% [R5]	19.3%※ [R9]	廃棄物の循環的利用の促進
	リサイクル率	産業廃棄物	41.7% [R2]	44.8%※ [R9]	
		一般廃棄物処理施設数	18	14	県・市町村の連携・協働の推進

※この目標値は、令和9(2027)年度に策定する県廃棄物処理計画により見直す予定です。

(2)施策・事業体系

① 廃棄物の排出抑制の促進	<p>『守る』</p> <p>『未来へ紡ぐ』</p> <p><1>「ごみゼロ生活」の推進(環境にやさしい買物キャンペーン促進、イベント・講習会等による情報発信など)</p> <p><2>食品ロス削減への対応(教育委員会と連携したごどもや若年層への啓発、未利用食品を提供できる事業者と提供を希望する団体等とのマッチングシステムの本格実施など)</p> <p><3>技術・研究開発の促進(排出事業者の研究開発・設備導入への支援、公設試験研究機関による研究開発の促進、排出事業者等への環境カウンセラー(環境省登録)の派遣)</p> <p><4>事業者の自主的取組の促進(多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施の指導、排出事業者の研究開発・設備導入への支援など)</p> <p><5>ごみの排出抑制のための経済的手法の導入促進(家庭系ごみ処理有料化の促進)</p>
② 廃棄物の循環的利用の促進	<p>『未来へ紡ぐ』</p> <p><1>各種リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)の促進(個別リサイクル法の促進、排出事業者の研究開発、設備導入への支援、イベント・講習会等での情報発信など)</p> <p><2>バイオマス(家畜ふん尿・下水汚泥等)による再利用・多様なエネルギー源の研究(下水汚泥活用プロジェクトの検討・推進、耕畜連携による肥料利用拡大の推進など)</p> <p><3>廃棄物利用の再生製品化・流通促進(奈良県リサイクル認定製品の普及拡大、環境関連イベント等での情報発信など)</p> <p><4>技術・研究開発の促進(排出事業者の研究開発・設備導入への支援、公設試験研究機関による研究開発の促進など)</p> <p><5>行政によるプラスチックごみの再生利用の促進(奈良県リサイクル認定製品の普及拡大、グリーン購入の促進、排出事業者の研究開発・設備導入への支援など)</p>

第5編 環境分野別施策

IV 循環型社会の構築

③ 廃棄物の適正処理の推進

『守る』 『活かす』 『未来へ紡ぐ』

- ＜1＞排出事業者責任の徹底(産業廃棄物管理責任者研修の実施、排出事業者への立入調査・指導、建物解体工事等の適正実施の指導・啓発等の強化など)
- ＜2＞優良処理業者の育成(優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及促進、優良産業廃棄物処理業者育成研修の実施など)
- ＜3＞産業廃棄物処理施設周辺の環境保全(産業廃棄物処理施設の定期検査の実施、産業廃棄物処理施設(埋立最終処分場)の水質・臭気等検査の実施、監視パトロールの実施など)
- ＜4＞有害廃棄物の適正処理の推進(建物解体工事等の適正実施の指導・啓発等の強化(分別解体、アスベスト処理、再資源化等)など)
- ＜5＞ごみ処理施設の安定的確保(一般廃棄物処理の広域化促進、市町村等の一般廃棄物処理施設の計画的整備、大阪湾フェニックス計画の推進)
- ＜6＞し尿等の処理対策の推進(し尿処理施設・污水処理施設の計画的整備、浄化槽の法定検査・保守検査・清掃等の実施促進など)
- ＜7＞廃棄物処理における脱炭素化の推進(廃棄物処理施設における廃棄物発電の整備促進、木質バイオマス発電の促進など)

④ 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅

『守る』 『未来へ紡ぐ』

- ＜1＞県民総監視ネットワークの推進(地域環境保全推進員による活動促進、不法投棄ホットライン(県民からの通報窓口)の運営、警察との連携(スカイパトロール・路上検査)など)
- ＜2＞悪質事案対策の強化(悪質事案に対する特別監視・指導の強化)
- ＜3＞プラスチックごみの削減(県内の河川から海にプラスチックごみを流さない取組の強化、多様な主体の連携・協働による実践活動の促進など)
- ＜4＞使用済家電等の不適正処理対策の推進(使用済家電等の回収事業者への立入調査・指導等の強化、奈良県使用済家電等対策連絡会による対策推進など)
- ＜5＞県民参加型の環境美化活動の促進(住民参加による道路・河川等の植栽や清掃活動など)
- ＜6＞不法投棄等の撲滅に向けた啓発の推進(「不法投棄ゼロ作戦」強化週間キャンペーンの実施、「環境の日・環境月間」における県内一斉パトロール等の実施など)

⑤ 災害廃棄物処理対策の推進

『守る』

- ＜1＞災害廃棄物処理の相互支援体制の整備(「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の運営、災害廃棄物処理緊急支援要員の任命など)
- ＜2＞県災害廃棄物処理計画に基づく教育・訓練(「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の運営、県・市町村・関係機関合同の教育・訓練の実施など)
- ＜3＞市町村の災害廃棄物処理計画の策定促進(市町村災害廃棄物処理計画の策定・見直しの促進)

⑥ 県・市町村の連携・協働の推進

『守る』

- ＜1＞災害廃棄物処理対策の推進(「奈良県災害廃棄物対策連絡会」の運営、県・市町村・関係機関合同の教育・訓練の実施、市町村災害廃棄物処理計画の策定・見直しの促進)
- ＜2＞安定的な一般廃棄物処理の継続支援(ごみ処理広域化を推進する市町村への支援)
- ＜3＞廃棄物の減量化・再生利用の推進(各分野・業種の再生利用等実態調査、リサイクル(再生利用)・リユース(再利用)を促進するための啓発、関連情報の発信)
- ＜4＞不法投棄・使用済家電等対策の強化(使用済家電等の回収事業者への立入調査・指導等の強化、「不法投棄ゼロ作戦」強化週間キャンペーンの実施など)

第5編 環境分野別施策

V 地域環境の保全

(1) 現況・目標値(指標設定による評価)

指標設定の趣旨	指標項目	現況値 R6(2024)	目標値 R12(2030)	施策体系
きれいな水が保たれているかを評価する指標として活用	水系毎の環境基準達成率※1 (達成箇所数／測定箇所数)	大和川水系	95.2%(20／21)	100%
		淀川水系	71.4%(20／28)	100%
		紀の川水系	100%(5／5)	100%
		新宮川水系	81.8%(9／11)	100%
生活排水対策の進捗を評価する指標として活用	汚水処理人口普及率	91.7%	97.2%	水環境の保全
水源の保水能力を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積(期間累計)	227ha	380ha	
きれいな水辺空間づくりの取組を評価する指標として活用	地域の河川サポート事業 新規参加団体数(期間累計)	34団体 [R2-R6]	40団体 [R8-R12]	
きれいな大気が保たれているかを評価する指標として活用	大気環境基準達成率※1	二酸化硫黄(SO ₂)	100%(8／8)	100%
		二酸化窒素(NO ₂)	100%(11／11)	100%
		一酸化炭素(CO)	100%(4／4)	100%
		浮遊粒子状物質(SPM)	100%(11／11)	100%
		光化学オキシダント(Ox)	0%(0／8)	測定数値に対する迅速な対応、情報提供を行う※2
		微小粒子状物質(PM _{2.5})	100%(8／8)	
生活環境の保全対策の状況を評価する指標として活用	ダイオキシン類の環境基準達成率※1	100%(8／8) [R5]	100%	生活環境の保全
	公害苦情件数(騒音、振動、悪臭等)	160件 [R5]	件数の減	
田園・里山の景観を守る取組を評価する指標として活用	担い手への農地集積率	21.4% [R5]	34.0% [R15(2033)]	景観の保全と創造
都市景観の向上を評価する指標として活用	都市計画区域内の住民1人あたりの都市公園等緑地面積	14.1m ² /人 [R5]	17.7m ² /人	
	馬見丘陵公園花サポーター(花緑ボランティア)登録者数	56人／年	70人／年	
	馬見丘陵公園来園者数	93.9万人／年	120万人／年	
	環境の保全を図る活動に関する地域貢献サポート基金補助事業数	56件	75件	
自然景観を守る取組を評価する指標として活用	県土に占める自然公園面積の割合	17.2%	17.2%	

※1: 現況値の()は、環境基準達成箇所数／測定箇所数

※2: 数値目標の設定になじまないため、数値への対応を記載(ただし、実績値は評価する)

第5編 環境分野別施策

V 地域環境の保全

(2) 施策・事業体系

① 水環境の保全

『守る』

『活かす』

『未来へ紡ぐ』

<1>水質の維持改善

- [1] **生活排水対策の推進** (公共下水道の整備・接続促進、合併処理浄化槽の整備・適正な維持管理の促進など)
- [2] **大和川の水質改善** (重点対策支川の対策促進、各支川等の「水質マップ(見える化)」による啓発など)
- [3] **清流吉野川の保全** (公共下水道の整備・接続促進、合併処理浄化槽の整備・適正な維持管理の促進など)
- [4] **流域・地域と連携した水質保全対策の推進** (国・市町村等と連携した水質監視、河川パトロールによる異常水質等への対応など)
- [5] **工場・事業場等の排水対策の推進** (工場・事業場等への立入検査、家畜排せつ物の適正管理の促進など)

<2>水量の確保と保水力の維持・向上

- [1] **森林の保水機能の維持・回復** (施業放置林の解消、混交林化(恒続林化・自然林化)の推進、皆伐後再造林の促進)
- [2] **都市農村における保水力の向上** (奈良県平成緊急内水対策事業等による雨水貯留浸透施設の整備、ため池の多面的機能の活用など)
- [3] **河川の水量確保** (農業用水等の利活用の検討・促進、吉野川の瀬切れの監視・対策、吉野川の水量確保対策)

<3>やすらぎの水辺空間の整備 (地域住民等による河川等の植栽や管理、多様な主体の連携・協働による実践活動の促進、「奈良県山の日・川の日」など水循環・森林環境イベント等の実施など)

② 大気環境の保全

『守る』

『未来へ紡ぐ』

<1>大気汚染物質対策 (大気汚染物質の常時監視、工場・事業場の指導等など)

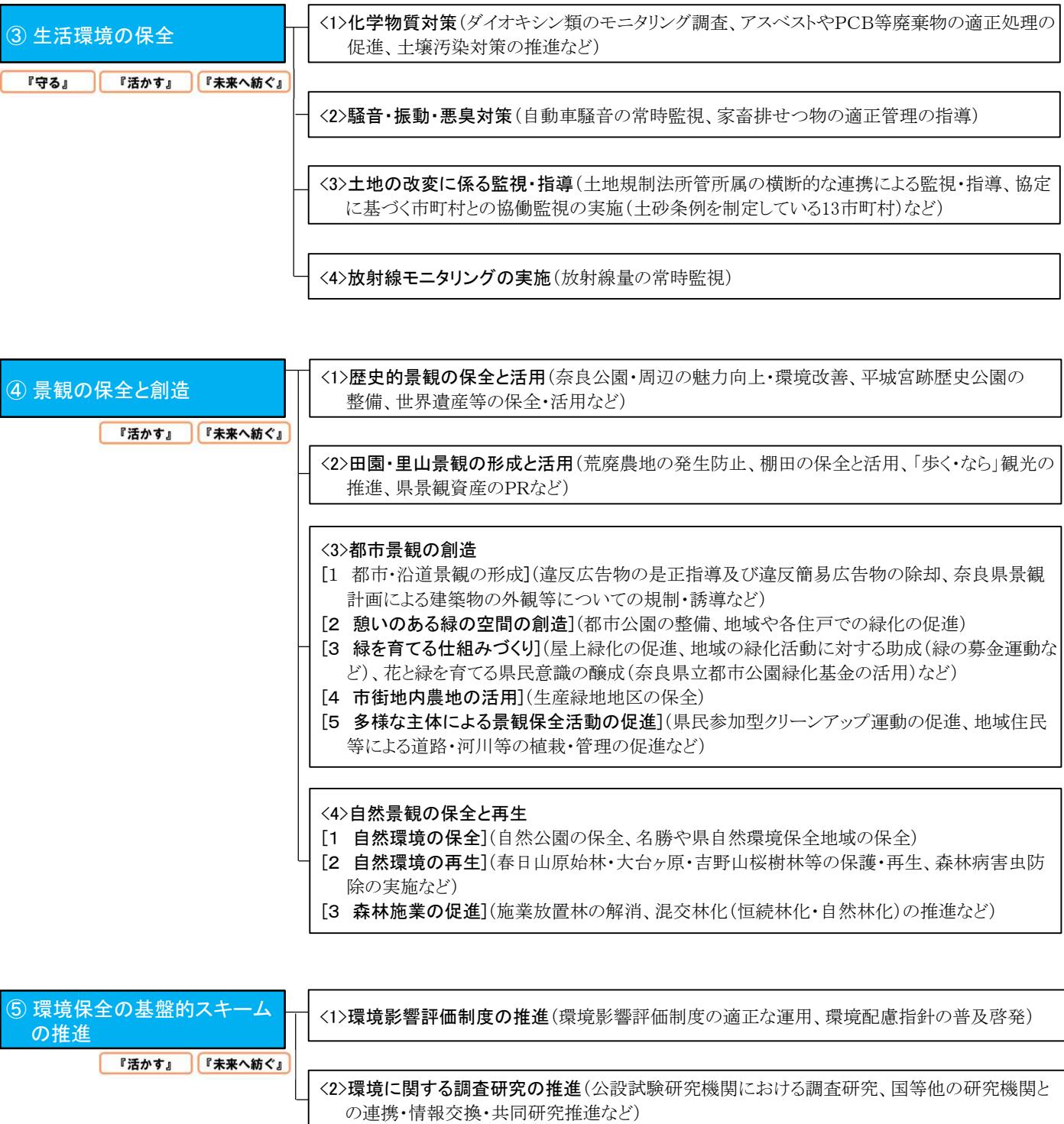
<2>光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM_{2.5})対策 (光化学スモッグ注意報等の迅速な対応、微小粒子状物質(PM_{2.5})「注意喚起のための暫定的な指針」に基づく迅速・的確な対応など)

<3>酸性雨対策 (酸性雨モニタリング調査、工場・事業場の指導等)

第5編 環境分野別施策

V 地域環境の保全

(2)施策・事業体系



第6編 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や施策・事業の成果を定期的に把握・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。そのため、計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方(PDCAサイクル)に基づき、計画の策定(Plan)、事業の実施・運用(Do)、実施状況等の点検及び評価(Check)、事業内容の見直し(Act)の一連のサイクルにより実施します。

計画の進捗状況等は、市町村、関係機関・団体等との情報共有を図り、奈良県環境審議会をはじめ各分野における協議会など様々な機会を活用して検討・評価するとともに、広く県民への情報提供に努めます。

